

第三者行為（交通事故等）にあつたときは…

①警察に届けてください!!

◇どんな小さな事故でも、必ず警察に届けましょう。

警察への届出が無い事故については、「交通事故証明」の発行は出来ませんのでご注意ください。

②必ず、国保・後期高齢者医療の窓口へ 届出をしてください!!

◇国保・後期の「保険証」を使って治療をすると、その治療費は国保・後期が一時的に立て替えたことになりますので、後日加害者に立て替えた医療費を請求するために届出が必要になります。

届出に必要な
ものは??



『印鑑』・『保険証』・『事故証明書』
が、必要です!



第三者行為 Q&A

Q1 なぜ届出が必要なのですか？

A1. 保険証を使用して治療をすると、かかった医療費のうち、被保険者が支払った自己負担金以外は国保から医療機関に支払います。第三者の届出がなされないと、本来加害者が負担する医療費を国保が負担することになり、結果として国保の負担が増して、最終的には国保加入者皆さまへの国保税負担増加につながってしまいます。第三者行為に該当する場合は、必ず届出をお願いします。

Q2. 相手のいない事故（自損事故）でも届出が必要ですか？

A2. 自損事故でも、保険証を使用するには届出が必要です。相手がいない事故であることの証明として、事故証明も併せて提出をお願いします。事故の原因によっては保険証が使用できない場合もありますので、必ず提出をお願いします。

Q3. 事故については保険会社にすべて任せていますが、届出が必要なのですか？

A3. 保険会社が第三者行為についても代理で届出してくれるかどうか確認をしてください。保険会社が届出をしない場合は、本人が届け出る必要があります。

国民健康保険の医療費は、皆さまから納めていただいている保険税から支払われています。医療費が増え続けると、国民健康保険制度を維持するために保険税の増額につながってしまいます。

加害者負担が原則の第三者行為によるケガの治療に保険証を使うときは、必ず届出をお願いします。

手続きなどで、わからないことがあつたら、篠山市役所医療保険課にお電話してください。（医療保険課電話番号：079-552-7103 直通）

